# 埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

## <Translation> Translation of "Peace of God" in Cologne

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-07-26
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 赤阪, 俊一
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/617

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



## 翻訳

## ケルンにおける「神の平和」決議 邦訳

## Translation of "Peace of God" in Cologne

赤 阪 俊 一訳 AKASAKA, Shunichi

#### ケルン大司教シギウィヌスの平和

唯一の名において、ケルンの聖なる教会の司教たるシグウィヌスが、兄弟にして、属司教たるフルテリクスにもっとも敬虔なる祈りと奉仕の、心からの送付を。

1:我らが時代に、困苦とさまざまな苦悩によりて、 聖なる教会が、その成員に関して、平穏と平和が完 全にあきらめさせられるまでに限度を越えて苦しめ られてきたので、神の助けを借りて、かくのごとき 多くの苦痛、そしてかくのごとき多くの危険に苦し むことを除くことをば我らは討究した。そして我ら が信者たちの助言に基づき、我らの罪により永続さ せることができなかった平和を、我らの正義が存在 する少なくとも何日かの間、ある程度は取り戻すよ うにと、ようやくこの救済策を約定した。すなわち 我らは以下のことを作成し、そして提示した。

2:されば我らの教区民たちが、適法に同意されたる教会会議——それはケルンの聖ペトルス大聖堂において、インディクティオ第六年目にして主の化肉の年から1083年の4月20日に開かれた——へと召集されたとき、他のもろもろのことが命じられた後に、このことに関して、何をなすべきかを我らは決め、人々に読み聞かされるようにした。このことが全員によりてかなり長くさまざまなやり方で何度も論じられ、神のお力添えがありて、ようやくひとつの結論に達した。そして聖職者も人々も、等しく誓約して同意し、いかにして、そして一年のうち、いかな

る時期に、それが守られるべきかを我らは決めた。 すなわち主の御降臨節第一日目から、主の御公現祭 まで、そして七旬節の始まりから、聖霊降臨祭八日 目までとその日一日中、さらに一年を通して、日曜 日、金曜日、土曜日に、四季斎日の水曜日を含めて、 またすべての使徒の祝日の前日ならびにその翌日、 加うるに、断食日と祝日として教会法によりて決め られた、あるいは決められるであろうすべての日々 に区別なく、この平和の決定が維持さるべし。旅を する人たちも、そして家にとどまる人たちも、この 安全と平和のしきたりにきわめて堅固に守られるよ うに。なんぴとも殺害や放火、掠奪や襲撃を犯さざ るように。なんぴとも棍棒で、そして剣で、そして 何らかの武器で、なんぴとをも傷つけることなきよ うに。そして過失ゆえフェーデとなりたるとも、な んぴとも主の御降臨から御公現祭の八日目まで、そ して七旬節から聖霊降臨祭の八日目まで、武器を、 盾を、剣あるいは槍を、あるいは何であれ武器の〔入 りたる〕包みを帯びんとたくらむことなきように。

3:まことにそれ以外の日、すなわち日曜日、金曜日、そしてすべての使徒の祝日の前日とその翌日、そして断食日あるいは祝日に決められた、あるいは決められるであろう日以外の日には、かの人たちに武器を帯びることが許される。ただしなんぴとといえど、いかなるやりかたにても、いかなる者に対しても傷を与えることなきたる条件で。

4:平和の条件の時の間に、すなわち主の御降臨か

キーワード: 平和、キリスト教、中世

Key words : Peace, Christianity, the Middle Ages

### 埼玉学園大学紀要(人間学部篇) 第10号

ら、御公現祭八日目、七旬節から聖霊降臨祭八日目までの間に、我らが教区を出て、この平和が維持されておらざる他のところへ〔行く〕必要が、なんびとかに生ぜし場合、武器を帯びるべし。ただしいかなる者をも傷つけることなきように。尤も攻撃されしとき自らを守るはこの限りにはあらず。されど我らが教区に戻りたるならば、直ちに武器を置くべし。

5:もし平和のうちにと含まれている日の間に、いずれかの城が包囲されねばならぬならば、攻撃をやめるべし。ただし包囲されている側によりて攻撃され、また反撃することを強いられるならば、この限りにあらず。

6:決められた平和のこのしきたりが、なんぴとか に無分別に破られてもなんら罰を与えられざること なきよう、この〔平和〕破壊者たちに、すべての人々 によりて全員一致で、以下の判決が命じられた。も し自由人あるいは貴族がそれを破りたるならば、す なわちもし殺人を犯したならば、あるいはなんぴと かを傷つけたならば、あるいは何であれ他の方法で 背いたならば、金子による、あるいは友人による仲 裁など一切なく、己の領国の外へと追放され、そし てすべての地所を彼の相続人が引き受けるべし。そ してもし封土を有していたならば、それが属する君 主が〔それを〕受け取るべし。そのうえ、〔平和を侵 したものが〕追放された後に、相続人がその者にな んらかの援助もしくは補償をおこないたることが発 覚し、〔そのことで〕有罪とされたならば、地所がそ の者から取り上げられ、王の支配に引き渡さるべし。 もしも投げつけられたること(非難)から身を雪冤 しようと欲するならば、等しく貴族である、もしく は等しく自由人である12人と共に誓うべし。

7:もし奴隷が人を殺したる場合、首を切らるべし。もし傷つけたる場合、手において罰せらるべし。もし他の手段で、あるいは握り拳で、あるいは棍棒で、あるいは石で打つことによりて〔平和令に〕背いたならば、〔髪が〕剃られ、むち打たるべし。されどもし〔平和令違反を〕帰せられた者が否定したならば、そして自ら無罪を証明したいと欲したならば、その

者に代わりて他の者が水へと送られることなく、自らが冷水の裁きで雪冤するべし。されどもし命じられた罰を恐れてその者が逃げるようなことあらば、永遠の破門におかるべし。そして〔その者について〕知られるいかなる地においても、そこへ、それによりてすべての人にその者が破門されたることを、そして彼と交わることがなんびとにも許されざることを知らせる書簡が送らるべし。

8:手の切断はいまだ12歳にならざる子どもには許さざるべし。これを越えた、すなわち12歳より年長に達した子どもたちに〔おこなわれるべし〕。されど子どもたちがもし闘いたる場合、鞭にて懲戒せられ、闘うことから遠ざけらるべし。

9:もしなんぴとかが、犯罪を犯した自分の奴隷、 あるいは弟子、あるいは何らかのやりかたで彼自身 に従属している者が、鞭もしくは棍棒で打たれんこ とを命じたならば、平和を傷つけたことにはならず。

10:もし王たる主君が、王国の敵に対して攻撃する べく公然と遠征がおこなわれることを命じ、あるい は正義の敵を裁くべく集会を開くことを望むなら、 この平和の規定からは除外される。

11:その間に大公、あるいは他の伯、あるいは代官、 あるいはそういった者たちの代理人が法廷を開き、 そして盗みや掠奪やその他の犯罪に関して、法が支 持することに従いて裁きをおこないたるならば、平 和が破られたことにはならず。

12:安全のために、とりわけフェーデをおこなっているすべての人々のために、主の平和のこのしきたりが決められたのであり、平和が満了した後に、村々を、そして家々を掠奪し、捕獲せんとたくらむことなかるべし。なんとなればこの平和が決められる前に、それらに関して不正が禁じられるよう命じられた法と決定が、適法に維持されるからである。掠奪者や追い剥ぎたちは、この神の平和、そしてまったくすべての平和から除外されるからである。

13:もしなんぴとかが、他の者たちとの平和を神に 約束しようとせず、守ることすら欲しないというご とく、神意にかないたるこの企でに反対であろうと するならば、我らの司教区の司祭のうちのなんぴと といえど、その者にミサをあえておこなわず、そし ていかなる救済の配慮をもおこなうべからず。そし てもしその者が病に冒されたならば、キリスト教徒 たちのなんぴともその者をあえて訪問せず、終油の 秘蹟ですら、その者が悔悟しないならば、なしです ますべし。

14:まこと神に約束された、そして全員によって賞賛された平和はいと高きものなれば、我らが時代のみならず、我らの子孫によりて永遠に守らるべし。なんとなればもしなんぴとかがそれを無視し、あるいは破壊し、もしくは破らんとたくらむならば、この時代に、あるいは何年も後、世の末に生まれるであろう者も、我らによりて回復不可の破門に処さるる。

15:上で命じられた罰を聖なる平和の破壊者たちに 科すは、伯たちの、あるは伯代理の人々の、あるい は役人たちの力にあるのではなく、人々全員の力と 意志にある。そして彼らはこれをもっとも誠実に、 罰せらるべき人々に関して、友情を、あるいは憎し みを、あるいは正義に反する他のことを認めなきよ う、もし他の人々の犯罪を隠し得たとしても、隠さ ずに、むしろ人々に知らせるようにと注意するべし。 罰のうちにとらえられている人々の身請けのためと て、なんぴとも金子を受け取るべからず。またなん らかの好意をもちて罪人たちを助けんとするべから ず。なんとなればこのことをおこないたる者は己の 精神に耐え難き裁きを被るからである。そしてすべ ての信者が、人々ではなく、唯一の神に、この平和 が約束されたのであり、断固として、かつ堅固に守 られるべきであることを覚えておくべきである。そ してそのゆえにキリストにかけて、その平和に不可 欠な条項が、破られずに守られんことを皆さまがた に我らはお願いする。もしなんぴとかが、以後、そ れを破らんとたくらむならば、聖なる教会の子ら全 員によりて隔離され、回復不可の破門の禁令をもち

て、そして永遠の破滅のアナテマによりて罰せらる べきことを。

16:まこと教会に関して、そして教会墓地に関して、もしそこへ掠奪者もしくは盗人が逃げ込むならば、決して殺されず、とらえられず、差し迫った飢えのゆえに降伏へと強いられるまで、長くそこにとどまるべく、神に栄誉と尊敬が示さるべし。もしなんびとかが犯人に武器、食料を供給し、逃亡を助けんとたくらむならば、犯人と同様の罰を被るべし。

17:まこと我らの罰令権によりて、我らは、聖職者とこの秩序のもとにて生活しているすべての人々が、世俗の罰によりて罰せらることなく、明白なる犯罪が見つけられるとき、〔その者らは〕自身の司教に引き渡さるべきことを命じる。俗人ならば、首を切られるところ、聖職者はその身分を失い、俗人ならば、〔手か足を〕切断されるところ、聖職者は職を解かれ、俗人たちの同意を得て、頻繁なる断食と鞭打ちによりて償罰に至るまで罰せらるべし。

付記: 邦訳のために用いたのは、MGH. Const. I. pp.602-605である。かつて『中世ドイツにおける神 の平和とラントフリーデから見る秩序の心性」1と いう小論を書いた。ゲルマン部族法典と神の平和令 ならびにラントフリーデにおける心性の相違を明ら かにしようとしたのだが、その際、神の平和令とラ ントフリーデを明確に区別せず、ひとまとまりのも のとして論じた。法律論や制度論としてはともかく、 その背後の心性については、この両者はそう大きく は異なっていないと考えていたからである。しかし 実際のところ、平和令とラントフリーデは、その目 指すところ、拠って立つところが大きく異なってい る。それゆえ、無前提に両者の心性を同じものだと した拙論はいつか訂正しなければならないかもしれ ないと感じていた。しかしその後興味が別のところ に移っていたので、平和令に関しては、そのままうっ ちゃっていた。ところがたまたま2009年に『1083年 のケルンの神の平和に関する調査』2なる研究が出 版されたので、それを注文すると同時に、もう一度、 すべての平和令とラントフリーデを新たに訳しなお

してみようと思い立った。その結果の一部が、本抽訳である。注文してかなりの時間がたつのに、どういうわけか、『1083年のケルンの神の平和に関する調査』はまだ取次店から送られてきていない。『1083年のケルンの神の平和に関する調査』がどのような研究なのか、いまのところ判然としないが、おそらくケルン平和令に関する唯一の論考であるゲッツの研究3を補完する以上のものであろうと想像している。手にはいり次第、再度、平和令とラントフリーデの小性について、考察を深めてみたい。

#### 注

- 1 抽稿『中世ドイツにおける神の平和とラントフリーデから見る秩序の心性』 Journal of Baltic and Scandinavian Studies, Vol.8・9 (1999), pp.41-57、『中世ドイツにおける神の平和とラントフリーデから見る秩序の心性(2)』 Journal of Baltic and Scandinavian Studies, Vol.10 (2000), pp.1-19.
- 2 Paul Christian Schwellenbach, Untersuchungen zum Kölner Gottesfrieden von 1083, Vdm Verlag, 2009,
- Hans-Werner Goetz, Der Kölner Gottesfriede von 1083, Jahrbuch des Kölnischen Geschichtsvereins, Bd.55 (1984), S.39-76. なお、ケルンの神の平和に関しては、ヴィッロヴァイトの講演が邦訳されている。ディートマー・ヴィッロヴァイト神宝秀夫・西川洋一訳『ケルンの神の平和(1083)における平和侵害に対する制裁――ドイツ初期平和運動における刑罰の意味に関する一考察――』「東北学院大学論集 歴史学・地理学」第23号 (1991-2年)、57~89頁。